

資料提供
令和6年11月1日
課名 港湾振興課
担当者 吉牟田
内線 4018
直通番号 082-223-3428

海田大橋入口料金所における車種区分の誤り(過徴収)について

1 概要

令和6年10月29日、広島高速道路の利用者から「海田大橋入口料金所を起点とした走行履歴において、大型車で走行したにも関わらず特大車となっている日がある」とのご指摘を受けました。

調査したところ、ETC車載器の登録が『けん引装置：有』の車両で海田大橋入口料金所第5レーンを走行された利用者の車種区分の判定が誤っている可能性があり、その場合、過大な通行料金となっていることが10月30日に判明しましたので、お知らせします。

2 対象

この度の事象に該当する可能性がある車両台数は**533台**です。

なお、対象となる利用者は、次の条件にすべて該当する方です。

- 場所：海田大橋入口料金所第5レーン（進行方向左側のETCレーン）
当該料金所を起点とする出口料金所までの走行が対象となります。
- 日時：令和6年10月18日(金)午前6:00から令和6年10月24日(木)午前9:55までの間
- 車両：ETC車載器の登録が『けん引装置：有』の車両

また、本事象による車種区分判定誤りは以下の3種類です。

区分	車種区分	
	誤	正
①	大型車	普通車（トレーラーヘッド、ボートけん引車など）
②	特大車	普通車（中型トレーラーヘッドなど）
③	特大車	大型車（大型トレーラーヘッドなど）

3 対象の利用者への対応

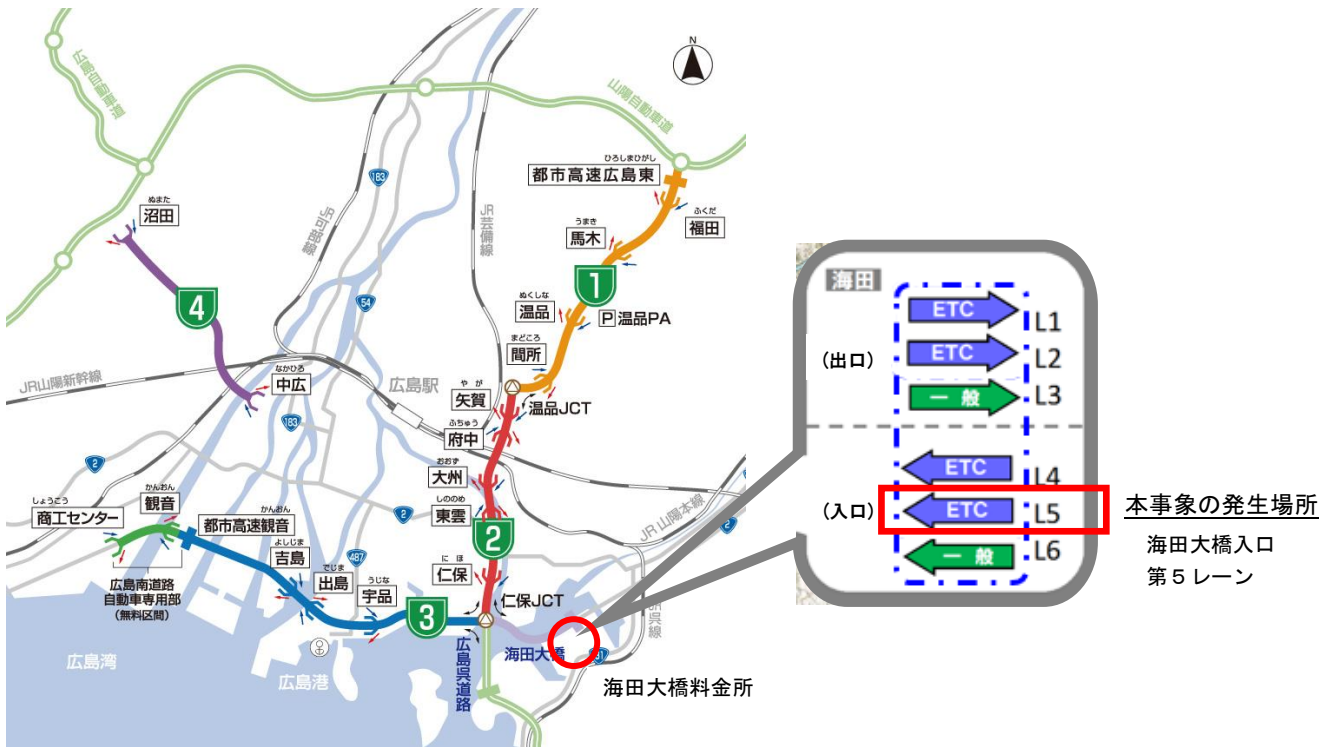
返金方法及び時期等の詳細が決まりましたら、県と料金徴収業務を受託する広島高速道路公社のホームページに掲載します。

4 原因について

車輪の数（軸数）を計測する装置周辺の路面損傷により誤検知（実際の軸数より多く計測）したものと考えています。[別紙参照]

引き続き、広島高速道路公社において、詳細に調査を行い原因を究明するとともに、このような事象が生じないよう再発防止の取組を徹底してまいります。

○位置図



○本事象発生のイメージ図

